

No.	計画及び条例等の名称	計画及び条例等の内容（特に必要と認め 市民参画を実施する場合はその理由）	重要	除外	除外する理由 （重要なものに該当しない理由）
1	花巻市水道事業の設置等に関する条例を廃止する条例 [市民生活部生活環境課]	【目的】 本年4月1日から岩手中部水道企業団において水道事業の経営に関する事務を共同処理することに伴い、花巻市水道事業を廃止をしようとするもの。 【内容】 花巻市水道事業の設置等に関する条例を廃止する。 【議会及び施行日】 ①議会提案 平成26年3月定例会 ②施行日 平成26年4月1日施行	対象外		花巻市水道事業が平成26年4月1日から岩手中部水道企業団に統合、承継されることに伴う所要の事務手続きであるため。
2	花巻市水道事業の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例 [市民生活部生活環境課]	【目的】 花巻市水道事業の廃止に伴い、関係条例について廃止し、又は所要の改正をしようとするもの 【内容】 (1)廃止する条例 ①花巻市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 ②花巻市上水道給水条例 (2)一部改正する条例 ①花巻市行政手続条例 ②花巻市情報公開条例 ③花巻市個人情報保護条例 ④花巻市職員定数条例 ⑤花巻市議会の議決に付すべき公の施設の廃止又は長期かつ独占的利用に関する条例 【議会及び施行日】 ①議会提案 平成26年3月定例会 ②施行日 平成26年4月1日施行	対象外		花巻市水道事業が平成26年4月1日から岩手中部水道企業団に統合、承継されることに伴う所要の事務手続きであるため。
3	花巻市下水道条例等の一部を改正する条例 [建設部下水道課]	【目的】 消費税法の一部改正等に伴い、公共下水道等使用料の額に係る消費税及び地方消費税の税率を改める。 また、花巻市上水道給水条例の廃止に伴い、所要の改正を行う。 【内容】 (1)一部改正する条例 ①花巻市下水道条例 ②花巻市戸別浄化槽の整備に関する条例 ③花巻市污水处理施設条例 ④花巻市農業集落排水施設条例 (2)内容 使用料の額について「100分の105」を「100分の108」に改める。 使用料の徴収方法及び納期限について「水道料金の例による」としていたものについて語句の整理を行う。 【議会及び施行日】 ①議会提案 平成26年3月定例会 ②施行日 平成26年4月1日 【法令等に基づく改正の場合】 ①名称 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律 ②法令改正施行日 平成26年4月1日施行	対象外		市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの

No.	計画及び条例等の名称	計画及び条例等の内容（特に必要と認め 市民参画を実施する場合はその理由）	重要	除外	除外する理由 （重要なものに該当しない理由）
4	花巻市道路占用料徴収条例の一部改正 （花巻市公設地方卸売市場条例及び花巻市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例） 〔建設部道路課〕	<p>【目的】 消費税法の一部改正等に伴い、使用料等の額に係る消費税及び地方消費税の税率を改めようとするもの</p> <p>【内容】 消費税率が変更になることに伴い、別表備考に明示している消費税率を「100分の105」から「100分の108」に改める。</p> <p>【議会及び施行日】 ①議会提案 平成26年3月定例会 ②施行日 平成26年4月1日</p> <p>【法令等に基づく改正の場合】 ①名称 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律 ②法令改正施行日 平成26年4月1日施行</p>	対象外		市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの
5	花巻市手数料条例の一部を改正する条例 〔総合政策部財政課〕	<p>【目的】 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正等に伴い、関連する花巻市手数料条例について、所要の改正をしようとするもの</p> <p>【内容】 (1) 長期優良住宅建築等計画認定申請手数料及び低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の額を改めること。 (2) 大迫猟区の廃止に伴い、入猟承認料を削除すること。 (3) 岩石及び砂利の採取計画認可申請手数料並びに砂利の採取計画変更認可申請手数料の額を改めること。 (4) 危険物の製造所、貯蔵所、移送取扱所の設置許可申請手数料及び完成検査前検査手数料並びに特定屋外タンク貯蔵所の保安手数料の額を改めるほか、所要の整理を行うこと。</p> <p>【議会及び施行日】 ①議会提案 平成26年3月定例会 ②施行日 平成26年4月1日</p> <p>【法令等に基づく改正の場合】 ①名称 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令 ②法令改正施行日 平成26年4月1日施行</p>	対象外		市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの
6	花巻市廃棄物処理等手数料条例の一部を改正する条例 〔市民生活部生活環境課〕	<p>【目的】 消費税率改定に伴い、し尿収集運搬手数料の改定を行う。</p> <p>【内容】 し尿収集運搬手数料を、1回のくみ取り量18リットルにつき96.3円を99円に、また当該くみ取り量が180リットル未満の場合は963円を990円に改定する。</p> <p>【議会及び施行日】 ①議会提案 平成26年3月定例会 ②施行日 平成26年4月1日施行</p> <p>【法令等に基づく改正の場合】 ①名称 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律 ②法令改正施行日 平成26年4月1日施行</p>	対象外		市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの

No.	計画及び条例等の名称	計画及び条例等の内容（特に必要と認め 市民参画を実施する場合はその理由）	重要	除外	除外する理由 （重要なものに該当しない理由）
7	花巻市特別会計設置条例の一部を改正する条例 〔健康福祉部長寿福祉課〕	【目的】 花巻市介護老人保健施設及び花巻市華の苑指定居宅介護支援センターの管理を指定管理者に行わせることに伴い、花巻市老人保健施設事業特別会計を廃止しようとするもの。 【内容】 設置する事業のうち老人保健施設事業を削る。 【議会及び施行日】 ①議会提案 平成26年3月定例会 ②施行日 平成26年4月1日	対象外		指定管理者制度導入に伴い所要の改正をするものであり、市の執行機関内部の事務処理に関するものであるため
8	花巻市営住宅等条例の一部を改正する条例 〔建設部都市政策課〕	【目的】 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正をするもの。 【内容】 引用法令名を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改める。 同法の適用範囲が拡大されたことから、同法第28条の2に規定する生活の本拠を共にする交際をする関係にある者を優先入居の対象に加える。 【議会及び施行日】 ①議会提案 平成26年3月定例会 ②施行日 公布日 【法令等に基づく改正の場合】 ①名称 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律 ②法令改正施行日 平成26年1月3日	対象外		法令の改正に伴う所要の改正であるため
9	花巻市工場立地法第4条の2第2項の規定に基づく準則を定める条例（制定） 〔商工観光部商工労政課〕	【目的】 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第2次一括法）の施行による工場立地法の一部改正に伴い、緑地面積率等に係る地域準則を定めようとするもの 【内容】 工場立地法の対象となる敷地面積9,000㎡以上ないし建物面積3,000㎡以上の工場に係る緑地面積等の割合を定める 【議会及び施行日】 ①議会提案 平成26年3月定例会 ②施行日 平成26年4月1日	対象外		市政に関する基本方針を定める条例、市民に義務を課し、又は権利を制限する条例のいずれにも該当しないため
10	花巻市耐震改修促進計画 〔総合政策部防災危機管理課〕	【目的】 建築物の耐震改修の促進に関する法律及び花巻市地域防災計画に基づき、建築物の耐震診断や耐震改修の促進を図るための計画 【内容】 花巻市地域防災計画に基づく耐震診断及び耐震改修実施の目標、促進のための施策等 【区分】 実施計画 【計画期間】 平成25年度～平成27年度 （平成26年2月～平成28年3月）	対象外		花巻市地域防災計画（第9節 建築物等安全確保）に基づく実施計画であるため

No.	計画及び条例等の名称	計画及び条例等の内容（特に必要と認め 市民参画を実施する場合はその理由）	重要	除外	除外する理由 （重要なものに該当しない理由）
11	大迫堆肥製造施設条例を廃止 する条例 〔農林部農村林務課〕	【目的】 市有財産の整理（合理化）のため堆肥 製造施設を民間事業者へ譲渡する予定 【内容】 施設の処分に伴い、条例を廃止する。 【議会及び施行日】 ①議会提案 平成26年6月定例会 ②施行日 交付日	対象 外		堆肥製造施設のサービスは譲渡後も 継続するものであり、市民生活への 影響がないこと。重要な施設、地域 の主要な建物に当たらないこと。
12	障がい福祉計画 〔健康福祉部地域福祉課〕	【目的】 障がい福祉サービスの提供体制の確 保、その他障害者総合支援法に基づく業 務の円滑な推進のため計画 【内容】 障がい福祉サービス提供計画（数値） 【区分】 実施計画 【計画期間】 平成27年度～平成29年度	対象 外		保健福祉総合計画に基づく実施計画 であるため
13	子ども・子育て支援新制度に 係る基準等に関する各種条例 ①地域型保育事業の認可基準 ②放課後児童健全育成事業の 設備運営基準 ③特定教育・保育施設の運営 基準 ④特定地域型保育事業の運営 基準 〔教育部こども課〕	【目的】 子ども・子育て関連三法により義務付け られた基準について条例を制定する。 【内容】 ①・② ・従事する者及びその員数 ・運営に関する事項 ※上記2点は、厚労省令で定める基準に 従い、その他は同省令で定める基準を参酌 して設定 ③・④ ・利用定員 ・運営に関する事項 ※上記2点は、内閣府令で定める基準に 従い、その他は同府令で定める基準を参酌 して設定 【議会及び施行日】 ①議会提案 平成26年9月定例会 ②施行日 平成27年4月1日	対象 外		政令で示される基準に従い又は参 酌して設定する教育・保育施設等の 運営等に関する基準を定める条例で あり、市政に関する基本方針を定め る条例、市民生活に重大な影響を与 える制度の導入には該当せず、市民 に義務を課し、又は権利を制限する 条例にも該当しないため。 （なお、ガイドラインの対象外では あるが、パブリックコメント及び関 係機関からの意見聴取を行う予定）